

第8回線引き見直しについて

1 都市計画の案件

本市(厚木都市計画区域)において、第8回線引き見直しにより変更を行う案件は、次の4件です。

(1) 県決定案件

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域(厚木市域)における都市計画の基本的な方向性を示すもので、都市計画の目標や方針などを定めるもの

イ 区域区分

市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるもの

ウ 都市再開発の方針

市街地における再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるもの

エ 住宅市街地の開発整備の方針

実現すべき住宅市街地の在り方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるもの

《位置図》



2 第8回線引き見直しの経緯と今後の予定

県で策定された「第8回線引き見直しにおける基本的基準(令和4年12月)」に基づき、見直しの内容について検討を進め、市としての都市計画変更案がまとまりましたことから、令和6年5月に、県に申出を行いました。その後は、公聴会の開催や都市計画案の縦覧など、都市計画変更に向けた手続が進められてきました。

前回の市都市計画審議会で審議いただきました後、県決定案件については、8月27日に県都市計画審議会でも審議され、現在、国との法定協議が行われ、年内に都市計画変更の告示が行われる予定となっています。

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 「第8回線引き見直しに向けた検討会」からの提言(県)
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 「第8回線引き見直しにおける基本的基準」策定(県)
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県都市計画課によるヒアリング(3~10月) 5回開催 府内検討会(課長級)(6~11月) 4回開催 府内打ち合わせ会(部長級)(8月、11月) 2回開催 厚木市都市計画審議会(12月5日) 報告 関係機関との調整 ⇒ 市の案を作成
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 厚木市都市計画審議会(5月14日) 諒問・答申 厚木市議会定例全員協議会(5月21日) 市の案を県へ申し出(5月29日) 県原案の決定(8月30日) 都市計画案の縦覧および公聴会公述申出受付(9月6日~27日) 公聴会(11月1日) 県原案の決定(2月12日) 国との事前協議(2月~) など
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画案の縦覧(5月13日~27日) 厚木市都市計画審議会(7月28日) 神奈川県都市計画審議会(8月27日) 国との法定協議 都市計画の変更の告示(11月中の予定) <ul style="list-style-type: none"> 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の確定 一般保留フレームの設定 <p>※この時点では市街化調整区域のまま</p>
告示以降(~令和17年度頃まで)(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 一般保留フレームに設定した地区の計画的な市街地整備の実施に向けた検討・調整 <p>農林漁業との調整等を行った上で、都市計画法に基づく手続を経て、市街化区域へ編入</p>